

「建築物等における木材の利用の促進に関する方針」の概要

第2 木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物における木材の利用の促進の意義

- 木材の利用拡大は、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備等に寄与
- 非住宅建築物や中高層建築物の木造化等を促進することにより、脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に貢献

2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

- 各主体の取組
県、市町村、事業者、県民による、基本理念を踏まえた取組
- 関係者相互の連携・協力
- 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立
林業・木材産業の事業者による木材の安定供給、適切な伐採・再造林等
- 県民の理解の醸成

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 住宅における木材の利用の促進

- 住宅の設計に関する情報の提供、担い手の育成等

2 建築物木材利用促進協定制度の活用

- 事業者等に対する協定制度の積極的な周知
- 締結の判断基準（法の目的・基本理念・基本方針等との整合）
- 協定に基づく取組を支援することにより木材利用を促進

3 公共建築物における木材の利用の促進

- 公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物等への波及効果も期待

4 木材の利用を促進する施策の具体的方向

- 国が定める「木造計画・設計基準」に準じて、県産木材の利用に努める

5 積極的に木造化を促進する建築物の範囲

- 県・市町村等の公共建築物の整備主体は、コスト・技術面で困難な場合を除き、積極的に木造化を促進
- 木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む）の採用も検討しつつ木造化を促進

第4 県が整備する公共建築物における木材の利用の目標

- コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化
- 国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進
- 木材を原材料とする備品や消耗品、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入の推進

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

- 林業従事者、木材製造業者等は、木材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努める

2 安定供給に向けた取組

- 森林資源情報を共有して、必要な時に必要な量と質の木材が適切かつ安定的に供給できる体制づくりを推進